

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立東中学校

はじめに

いじめは、かけがえのない命を失いかねない極めて重大な問題であり、決して許される行為ではない。改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取り組むことが必要である。そこで、いじめ対策推進法の規定に基づき、これまでの本校の取組を見直し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見、適切な解決のために学校いじめ防止基本方針を作成した。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校内外を問わず、いじめ撲滅に向けて努めなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、全教育活動を通じて教育していく必要がある。その際には、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう継続した指導が不可欠である。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しながら、地域・学校・家庭・関係諸機関が連携し、いじめ問題の克服を目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法 第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止等のための対策に関する事項

(未然防止のための取組等)

(1) 学級経営の充実

- ア いじめを絶対に許さないという教師と生徒との共通理解
- イ 規律とうるおいのある学級集団づくり
- ウ 学級のルールを守らせる毅然とした指導の徹底と継続
- エ 正しい言葉遣いと人権意識の欠けた言葉遣いへの指導の徹底
- オ 積極的な生徒に関する実態把握

(2) 人権・同和教育の充実

すべての生徒に、同和教育やさまざまな人権問題についての正しい理解と、人権に関する問題を自分たちの手で解決していこうとする使命感を持たせることにより、いじめの原因となる差別や思いやりのない行動について考えさせ、いじめ問題解消に向けての行動力を養う。

(3) 道徳教育の充実

- ア 自他の生命・人権を大切にする指導の充実
 - イ いじめを絶対に許さない心情を高める授業の積み重ね
 - ウ 人権・同和教育と関連した道徳的実践力の育成
- 上記の3点に重点を置き、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

(4) 分かる授業づくり

- ア 小集団活動（生徒同士の話し合い活動等）を積極的に取り入れた授業改善を実行する。
- イ 授業に特別支援教育の視点を取り入れ、めあての視覚化や授業の流れの提示。個に応じた指導の推進により、全ての生徒に基礎・基本の定着を図る。
- ウ 家庭学習課題の出し方を工夫し、学習の手引きを活用して意欲付けを図る。

(5) 相談体制の整備

日頃から生徒や保護者との信頼関係を作り、定期的な相談活動を実施する。ハートなんでも相談員とも連携を図り、相談活動を充実させる。厳しくも温かい積極的な生徒指導を心がけ、基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識を育てる。

(6) 特別活動の充実

人間関係の深化を図る学校行事、生徒会活動、学級活動を推進し、東中学校の生徒であることへの誇りをもたせる活動（うぐいす運動）を充実させる。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルの指導を行う。
- イ 校内放送や集会、生徒指導通信等による啓発を行う。

(8) 発達障害に対する共通理解

- ア 職員研修を通じて発達障害に関する知識や対応法を学習する。
- イ 定期的に行われるケース会議を重視する。
- ウ 特別支援教育コーディネーターにより教職員への情報提供や啓発活動を推進する。

(9) 保護者・地域との連携協力

- ア 学校便り「東中プライド」や生徒指導通信、学年便りや学級便り、ホームページを活用した啓発活動を行う。
- イ PTA活動との連携
交通指導や夜間パトロール、定例会での情報交換を行う。
- ウ 家庭訪問などからの情報を共有し、様々な立場の教職員からの視点で生徒を守る。

3 いじめの早期発見

(いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等)

早期発見のための措置

- ア 学級担任や部活動顧問による発見（生徒の様子、持ち物、考える葦、相談等）
- イ 他の教職員からの情報（校務支援システムの活用と情報共有）
- ウ 生徒、保護者、地域からの訴え
- エ 保健室やハートなんでも相談室からの情報
- オ ジブンミカタプログラム（絆アンケート）による把握（毎月1回）

4 学校評価

いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うために、学校評価に項目を設け、次年度への取組の改善につなげる。

（令和8年度 4月改定）